

大阪市子ども計画 素案（概要）

1 大阪市子ども計画とは

令和5年4月、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「子ども基本法」が施行され、同年12月には、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針等を定めた「子ども大綱」が閣議決定されました。「子ども基本法」第10条においては、市町村は「子ども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案して「市町村子ども計画」を策定する努力義務が課されています。

大阪市では、本計画を子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」として位置づけ、大阪市における子ども・若者や子育て当事者を対象とした包括的な視野から総合的な支援施策を推進します。

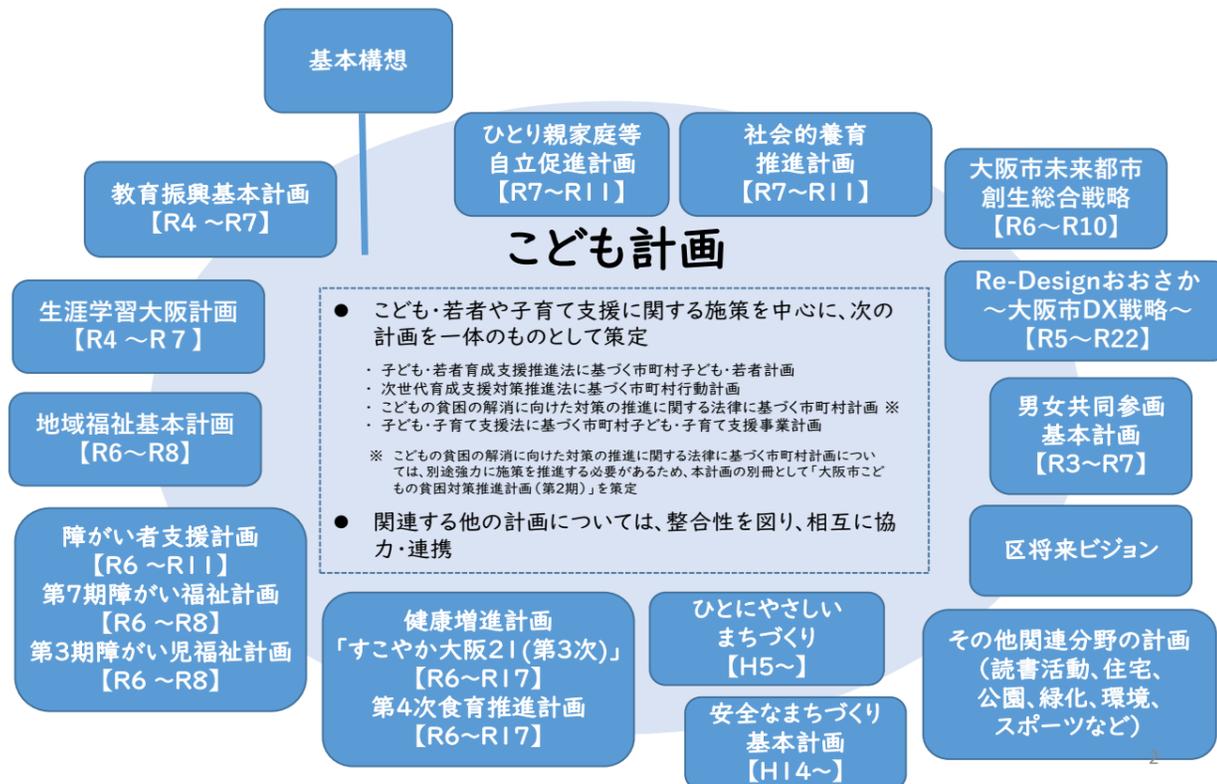
2 計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しています。

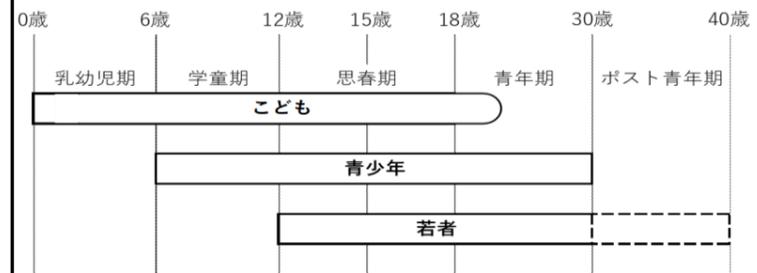
関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、子ども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけています。本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。



4 計画の対象

本計画は、すべての子ども・若者と子育て当事者を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。

- ▶ 子ども基本法における、「子ども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。
- ▶ 子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」として策定する本計画では、上記子ども基本法における「子ども」を計画の範囲としつつ、各施策における用語の定義を次のとおりとします。



本計画における定義

【子ども】
おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者

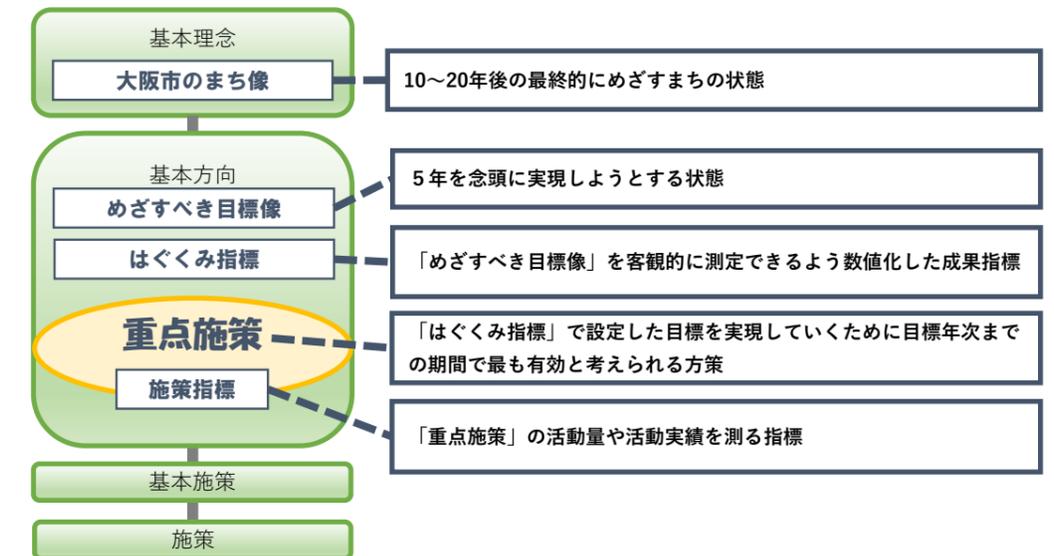
【青少年】
学童期から青年期までの者（6歳～おおむね30歳未満）

【若者】
思春期から青年期の者。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象（12歳～40歳未満）

5 指標・目標の設定

計画の基本的な考え方である「基本理念」のもと、施策を5つの基本方向に分け、それぞれに「めざすべき目標像」とその達成状況を示す「はぐくみ指標」を設定し、「はぐくみ指標」で設定する目標を実現していくため、重点的・集中的に推進する「重点施策」とその達成状況を示す「施策指標」を設定しています。

計画の推進にあたっては、これらの目標や指標の達成をめざし、その進捗状況を把握・検証し、改善・充実を図ります。



また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとして策定しており、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域を設定し、提供区域ごとに量の見込み及び提供体制の確保の内容を定めています。

大阪市子ども計画 素案（概要）

6 基本理念

子ども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべての子ども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、子どもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することにより、誰一人取り残すことなく、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現につなげていきます。

7 施策体系

基本方向1 ～子どもの誕生前から乳幼児期まで～

安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

自分にあったライフスタイルで、安心して子どもを生み、育てることができ、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、「子どもの育ち」を支援する仕組みや環境を充実します。

はぐくみ指標

- ・妊婦健康診査の受診率
- ・「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合

重点施策

- ・妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実
- ・子どもの健康や安全を守る仕組みの充実
- ・乳幼児期の教育・保育内容の充実
- ・待機児童を含む利用保留児童の解消
- ・在宅等育児への支援
- ・安全・安心な保育の提供

基本方向2 ～学童期・思春期～

子ども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

次代の大阪を担う子ども・若者が、ありのままの自分を尊重しながら、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、夢や希望をもって未来を切り拓くことができる力をはぐくみます。また、子ども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、成長をサポートする環境を充実します。

はぐくみ指標

- ・「自分にはよいところがある」と思う子どもの割合
- ・「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合
- ・「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して肯定的に回答する子どもの割合

重点施策

- ・成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実
- ・道徳心・社会性の育成
- ・学力の向上
- ・健康や体力の保持増進
- ・いじめへの対応
- ・不登校等への対応

基本方向3 ～青年期～

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

次代の大阪を担う若者が、自分に自信をもち、互いに尊重しながら共に育ちあう中で、夢や希望をもって自らの個性と創造性を発揮しながら未来を切り拓き、自らの意思で、社会の一員としていきいきと幸せな状態で生活できるよう支援します。

はぐくみ指標

- ・「あなたは自分がかげがえのない存在だと思いますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合
- ・「あなたは、将来こんなことがしたい、こんな人になりたい、こうなりたいという将来の夢をお持ちですか」に対して、肯定的に回答する若者の割合

重点施策

- ・自己の個性や適性を生かした進路開拓支援
- ・社会参加に困難を抱える若者への支援

基本方向4 すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

心身の状況、置かれた環境にかかわらず、すべての子ども・若者が幸せな状態で、安全・安心な環境のもと成長できるよう、子どもや若者、子育て当事者が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

はぐくみ指標

- ・「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまふ」と答える保護者の割合
- ・社会的養育を必要とする子どもが家庭的な養育環境で生活できている割合（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア）
- ・「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられている」と感じる保護者の割合

重点施策

- ・児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり
- ・里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進
- ・子どもの貧困の解消に向けた取組の推進
- ・障がいのある子どもと家庭への支援
- ・外国につながる子どもと家庭への支援
- ・ヤングケアラー支援の推進
- ・子どもの権利擁護の取組

基本方向5 子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもって子どもと向き合えるよう支援します。

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、健康で自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合うことができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

はぐくみ指標

- ・子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合
- ・母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合
- ・「仕事と生活に調和が図られていると感じますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合

重点施策

- ・誰もが安心して子育てできる取組の充実
- ・子育てにかかる経済的負担の軽減
- ・ひとり親家庭への支援の充実
- ・仕事と子育てをともに選択できる仕組みの充実

大阪市こども計画 素案 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

量の見込みと確保の内容(教育・保育)

提供区域は行政区に設定

令和7年度				
量の見込み	1号	2号		3号
		教育利用	保育利用	
	13,198	4,812		
	幼稚園利用児童計		32,492	27,394
	18,010			
確保の内容	教育・保育施設	32,860	35,981	26,469
	地域型保育事業	/		3,500
	計	32,860	35,981	29,969



令和11年度				
量の見込み	1号	2号		3号
		教育利用	保育利用	
	8,005	6,883		
	幼稚園利用児童計		35,826	31,315
	14,888			
確保の内容	教育・保育施設	32,074	39,579	28,327
	地域型保育事業	/		8,361
	計	32,074	39,579	36,688

(参考) 教育・保育給付認定の区分

(施設・事業を利用するにあたり認定を受ける必要があります。)

	1号	2号	3号
こどもの年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
利用できる主な施設・事業	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所 認定こども園 地域型保育事業
利用できる時間	教育標準時間 (4時間程度の教育時間)	<月120時間以上勤務している場合> 保育標準時間(1日11時間まで) <月48時間以上120時間未満勤務している場合> 保育短時間(1日8時間まで)	

量の見込みと確保の内容(地域子ども・子育て支援事業)

事業名	提供区域	単位	量の見込み 確保の内容	令和 7年度
1 延長保育事業【時間外保育事業】	行政区	人	量の見込み 確保の内容	18,961 20,961
2 児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業【放課後児童健全育成事業】	行政区	人	低学年 高学年 量の見込み 確保の内容	33,642 33,642 12,550 12,550
3 子どものショートステイ事業【子育て短期支援事業】	市全域	人日	量の見込み 確保の内容	1,464 1,464
4 地域子育て支援拠点事業	行政区	人回 か所	量の見込み 確保の内容	564,741 170
5 一時預かり事業(幼稚園在園児対象)	行政区	人日	1号 2号 量の見込み 確保の内容	434,217 434,217 287,218 287,218
6 一時預かり事業(幼稚園在園児以外対象)	行政区	人日	量の見込み 確保の内容	106,138 106,138
7 ファミリー・サポート・センター事業【子育て援助活動支援事業】	行政区	人日	就学前 学童期 量の見込み 確保の内容	24,785 24,785 1,639 1,639
8 病児・病後児保育事業【病児保育事業】	市全域	人日	病児・病後児対応型 量の見込み 確保の内容	47,015 47,015
	行政区		体調不良児対応型 量の見込み 確保の内容	68,860 59,284
9 利用者支援事業	行政区	か所	基本型 量の見込み/確保の内容	24
	市全域		地域子育て相談機関 量の見込み/確保の内容	25
	行政区		こども家庭センター型 量の見込み/確保の内容	24
10 妊婦健康診査	行政区	人 健診回数	量の見込み	21,133 245,565
11 乳児家庭全戸訪問事業	行政区	人	量の見込み	18,430
12 養育支援訪問事業(専門的家庭訪問事業)	行政区	人	量の見込み	609
13 家事・育児訪問支援事業【子育て世帯訪問支援事業】	行政区	人日	量の見込み 確保の内容	5,682 5,682
14 児童育成支援拠点事業	行政区	人	量の見込み 確保の内容	700 700
15 親子関係形成支援事業	行政区	人	量の見込み 確保の内容	159 159
16 妊婦等包括相談支援事業	行政区	回	量の見込み 確保の内容	60,696 60,696
17 こども誰でも通園制度【乳児等通園支援事業】	行政区	人	量の見込み 確保の内容	733 942
18 産後ケア事業	行政区	人日	量の見込み 確保の内容	27,658 27,658



令和 11年度
21,392
24,217
30,709
30,709
11,437
11,437
1,460
1,460
566,675
176
263,332
263,332
410,856
410,856
87,457
87,457
24,722
24,722
1,502
1,502
47,375
47,375
77,130
77,130
24
127
24
21,402
248,691
18,664
617
5,422
5,422
700
700
163
163
61,468
61,468
663
859
41,081
41,081